

秋田県条例第三十一号

企業職員の給与の種類および基準を定める条例等の一部を改正する条例

(企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部改正)

第一条 企業職員の給与の種類および基準を定める条例(昭和三十一年秋田県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中、「特定任期付職員業績手当」を削る。

第三条第一項ただし書中「次項第一号及び第三号から第六号」を「次項第二号から第五号」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条の三第二号中「配偶者」の下に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第四条の二第二項中「一般職の職員の給与に関する条例の適用職員であつた者その他知事が定める者から引き続き職員となり、これ」を「新たに知事が定める給料表の適用を受ける職員となつたこと」に改め、「(任用の事情等を考慮して知事が定める職員に限る。)」を削る。

第七条第二項中「割り振らない日」の下に「(知事が定める職員の申告を考慮して勤務時間を割り振らない日を除く。)」を、「以下」の下に「この項及び第九条の二第一項において」を加える。

第九条の二第一項中「又は休日等に勤務した」を「若しくは知事が定める職員の申告を考慮して勤務時間を割り振らない日又は休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした」に改め、同条第二項中「が災害」を「又は特定任期付職員が災害」に、「週休日又は休日等以外の日の午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改め、「の間」の下に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第十二条中「秋田県に在勤する」を「次に掲げる」に改め、同条に次のように加える。

一 別表に掲げる地域に在勤する職員

二 前号に掲げる職員以外の職員のうち勤務し又は居住する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して同号に掲げる職員との権衡上必要があると認められるものとして次に掲げる職員

- (一) 知事が定める基準に適合すると認められる公署に在勤する職員
- (二) (一)に掲げる職員以外の職員のうち別表に掲げる地域に居住する職員

第十二条の二を削る。

第十三条の十第一項中「、第三条の三、第五条の二、第五条の三及び第十二条から」を「及び」に改め、「まで」を削り、同条第二項中「中」第三条の三」を「中」第三条」に、「第三条の三、第四条の二」を「第三条、第三条の三、第四条の二、第五条の二、第五条の三、第十二条」に改める。
第十三条の十一中「まで、」を「まで及び」に改め、「及び第十一条」を削る。
第十三条の十二第二項中「、第十二条及び第十二条の二」を「及び第十二条」に改める。
附則の次に次の別表を加える。

別表（第十二条関係）

| |
|-------------------------------------|
| 秋田市（河辺町及び雄和町の区域に限る。） |
| 能代市（二ツ井町の区域に限る。） |
| 横手市 |
| 大館市 |
| 湯沢市 |
| 鹿角市 |
| 由利本荘市（矢島町、鳥海町及び東由利町の区域に限る。） |
| 潟上市（昭和町及び飯田川町の区域に限る。） |
| 大仙市 |
| 北秋田市 |
| 仙北市 |
| 鹿角郡 |
| 北秋田郡 |
| 山本郡のうち藤里町、三種町（琴丘町及び山本町の区域に限る。）及び八峰町 |
| 南秋田郡のうち五城目町、八郎潟町及び井川町 |
| 仙北郡 |
| 雄勝郡 |

備考 この表に掲げる市町村及び郡の名称は、令和六年四月一日における名称（括弧内の区域の名称は、平成十六年四月一日における名称とする。）とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。

(企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例(令和四年秋田県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「、第三条、第三条の三、第五条の二、第五条の三、第十二条及び第十二条の二」を「及び第三条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和八年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の企業職員の給与の種類および基準を定める条例(以下「改正後の給与条例」という。)第三条の規定の適用については、同条第一項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第六号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、その職務の級が一般職の職員の給与に関する条例第四条第一項第一号に規定する行政職給料表の八級に相当するものとして知事が定める職員に対しては」と、同条第二項中「五 重度心身障害者」とあるのは

「五 重度心身障害者

六 配偶者(届出を

とする。

しないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

(単身赴任手当に関する経過措置)

3 改正後の給与条例第四条の二第二項の規定は、施行日前に新たに同項に規定する知事が定める給料表の適用を受ける職員となった者(改正後の給与条例第十三条の十第二項及び第十三条の十二に規定する職員を除く。)にも適用する。

(寒冷地手当に関する経過措置)

4 令和七年十一月から令和八年三月まで、同年十一月から令和九年三月まで及び同年十一月から令和十年三月までの各月の初日において、改正後の給与条例別表に掲げる地域以外の地域に在勤する次の各号に掲げる職員(改正後の給与条例第十二条の規定により寒冷地手当が支給される職員を除く。)に対しては、知事が定めるところにより寒冷地手当を支給する。

一 常時勤務に服する職員(第三号及び改正後の給与条例第十三条の十二第二項に規定する職員を除く。)

二 定年前再任用短時間勤務職員(職員の定年等に関する条例(昭和五十九年秋田県条例第一号)第十三条の規定により採用された職員をいう。次項

において同じ。)

三 暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年秋田県条例第三十一号）附則第十三項に規定する職員をいう。次項において同じ。）

（再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

5 施行日以後に新たに定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（以下この項において「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる改正後の給与条例第五条の三の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する異動をした再任用職員又は施行日以後に同項に規定する公署の移転があつた再任用職員について適用する。

（委任）

6 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。